



平成 30 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 電 算
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 轟 一 太
(コード番号：3640 東証一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 丸 山 沢 水
(TEL. 026-224-6666)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成30年5月29日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、現行の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を平成30年6月27日開催予定の第53期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

当社取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、本制度を導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。

当社の取締役の報酬額は、平成14年6月28日開催の第37期定時株主総会において、金銭報酬として年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、また、平成28年6月28日開催の第51期定時株主総会において、ストック・オプション報酬として、上記の金銭報酬の枠内で年額50,000千円以内(うち社外取締役7,500千円以内)とご承認頂いておりますが、上記の金銭報酬の枠内にて譲渡制限付株式の交付を目的として年額50,000千円以内(うち社外取締役7,500千円以内)の範囲で支給することを願います。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、年 30,000 株以内（うち社外取締役分は年 4,500 株以内とし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

（2）譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上